

第2次 深川市 子どもの読書活動 推進計画

promoting children's reading activities

(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月



深川市教育委員会

目 次

第1章 深川市子どもの読書活動推進計画について

1. 子どもの読書を推進する意義 1
2. 計画策定の趣旨 1
3. 計画の基本理念 2
4. 計画の性格 2
5. 計画の対象 2
6. 計画の期間 2

第2章 子どもの読書活動を推進するための施策

1. 家庭における取り組み 3
2. 学校における取り組み 3
3. 市立図書館における取り組み 6
4. 地域等における取り組み 9

第3章 子どもの読書活動の推進に向けて

1. 関係機関・団体の連携と協力 11
2. 広報・啓発活動 11

資料編

1. 子どもの読書活動の推進に関する法律



第1章 深川市子どもの読書活動推進計画について

1. 子どもの読書を推進する意義

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです（「子どもの読書活動の推進に関する法律」※1 より）。

子どもが読書を通じて考えたり、感じたり、想像したり、表現したりする力を身につけることは、人と関わり、人と繋がっていくためのコミュニケーション能力を育むことにつながります。

また、今後の人生において、社会に参画していくために不可欠である、「課題を発見し判断して解決する能力」を高めるなど、一日一日が成長過程にある子どもにとって、読書は非常に重要な役割を持っています。

読書活動を推進するためには、子どもたちがいつでもどこでも読書を楽しむことのできる環境を整備することが大切です。

そのためには社会全体の問題として、家庭・学校・地域等が連携を図り、子どもの主体的な読書活動を支えるための取り組みを継続・計画的に行わなければなりません。



2. 計画策定の趣旨

テレビ、インターネットなど様々な情報メディアの発達・普及に伴い、子どもたちを取りまく生活環境が大きく変化しており、子どもの読書離れ、活字離れが指摘されています。

そして、この活字離れは「読解力」の低下や「話す・聞く」能力の低下までも影響していると言われています。

こうした背景のもと、深川市では平成27年度から令和元年度の5年間の期間とする「深川市子どもの読書活動推進計画」を策定し、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう環境づくりを進めてきたところですが、この計画を引き継ぎ、令和2年度からの5年間の個別計画として「第2次深川市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

※1 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）
すべての子どもが、自主的に読書活動ができるよう、その環境整備の推進を求め
る法律。（条文は資料編に掲載）

3. 計画の基本理念

すべての子どもたちが、いつでもどこでも自主的に読書活動ができるよう環境整備を図ります。

この計画における基本理念は「第一次計画」を引き継ぐものとし、すべての子どもたちが魅力ある本にふれ、読みたいときに読みたい場所で自主的に読書活動ができるように、子どもの読書活動をとりまく環境整備を図ります。

4. 計画の性格

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、「第9次深川市社会教育中期計画」（平成30年度～令和4年度）で掲げている「子どもの読書活動の推進」の個別計画となるもので、子どもの読書活動の推進のため、家庭・学校・地域等が連携し相互の協力によって社会全体で子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示すものです。

5. 計画の対象

計画の対象は、0歳からおおむね18歳を対象とします。

また、保護者をはじめ地域住民、幼稚園・保育所・認定こども園・学校のほか子どもの読書活動に係る機関や団体等が対象となります。

6. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。



◆図書館での読み聞かせ



◆図書館イベントの様子



第2章 子どもの読書活動を推進するための施策

1. 家庭における取り組み

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭における役割は非常に重要です。

家庭での本の読み聞かせは、言語の獲得や豊かな心情を形成するばかりか、将来の読書習慣の基礎を形成する上においても欠くことができません。

そのため、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、家庭での読書活動を通して家族のコミュニケーションを図る「家読（うちどく）」に取り組むことが必要です。

また、積極的に図書館などを利用して、本が身近にある環境をつくるなど、読書に対する興味や関心をもたせるように日常生活の中で子どもに働きかけることも望まれます。

- ☆ 家庭で読書を楽しむ時間をもちましょう。
- ☆ 図書館や本屋で子どもと一緒に本をえらびましょう。
- ☆ 面白かった本の話子どもにしましょう。
- ☆ 子どもが好きな本を読んであげましょう。
- ☆ 子どもが読んでいる本に関心を持ち一緒に本の感想などを語り合しましょう。



2. 学校における取り組み

「学校教育法」において、普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられており、子どもの読書活動を推進する上で、学校の果たす役割の重要性が増しています。

子どもの読書活動を推進する必要性、学校の役割の重要性を十分認識し、各学校の教職員が一体となって取り組んでいきます。同時に、市立図書館と学校図書館の連携を強化し、学校図書館の活用を図るとともに、蔵書の充実やサービスの向上を図っていきます。

また、PTAやボランティア団体の協力により、子どもたちを対象とした読み聞かせなどの取り組みを充実させ、活動に広がりを持たせることを目指します。



(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

①読書時間の確保と読書機会の充実

小中学校においては、教科学習の中で読書活動が行われており、児童・生徒の読書習慣の形成に努めてきました。しかし、社会環境の変化に伴い、児童・生徒が読書に親しむための新たな取り組みも必要になっています。

すでに、市内のすべての小中学校が取り組んでいる「朝読書」活動を今後も継続的に推進し、読書時間を確保するほか、勉強や部活動の「すきま時間」を利用して読書に親しんでもらえるよう取り組みます。

②おはなし会やブックトークの実施

本の楽しさを体感でき、自力読書へ向かうきっかけとなる「おはなし会」や、読書意欲を高める「ブックトーク」(※2)、コミュニケーション能力の向上にも結びつく「ビブリオバトル」(※3)の実施など読書に対する興味関心を引き出す活動に取り組みます。

③計画的な調べ学習の実施

図書資料を有効に活用することを意図した計画的な調べ学習を実施し、児童・生徒が自ら資料を活用して答えを見出す技術を指導し、自らの力で問題解決する力を高めます。

(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

①学校図書館の整備・充実

学校において、児童・生徒の豊かな読書活動を保障する上では、図書の充実とともに学校図書館の役割は重要です。

学校図書館は、児童・生徒の自由な読書活動や読書指導、さらには学習や読書に対する興味関心を呼び起こす場としての機能を持っています。児童・生徒の利用率を高め、魅力ある学校図書館の環境構築に努めていく必要があります。

※2 ブックトーク

一定のテーマにそって何冊かの本を複数の聞き手に紹介し、本の面白さを伝え「その本を読んでみたい」という読書意欲を喚起するための活動。

※3 ビブリオバトル

自分が読んで面白かった本について、一人5分以内でその本の概要や魅力を紹介した後、どの本を一番読みたかったかを決める書評合戦のこと。新たな本と出会うことがねらい。



児童・生徒の豊かな読書活動を保障するためには、多様な興味・関心にこたえることのできる魅力ある図書の整備と充実を図っていくことが重要です。また、各教科や総合的な学習の時間等において、さまざまな教育活動を展開していく上でも、図書の充実が求められています。

文部科学省が定めた「学校図書館図書標準」(※4)に照らした蔵書の充足率については、市内小中学校の半数以上が達成しているものの、古い図書等が散見されることから、更新等も含めた計画的な図書資料の購入を進めます。

②学校図書館担当者の充実

学校図書館の運営向上のため、「学校司書」(※5)をはじめとした学校図書館担当職員の配置に努めます。また、学校図書館担当者の研修の機会を、市立図書館等の協力を得て実施し、資質向上を目指します。

③学校図書館と市立図書館の連携強化

市立図書館担当者と学校図書館担当者との連絡会議を開催します。

また、市立図書館からの「マナビィ文庫」(※6)や団体貸出図書の活用など、市立図書館との連携・協力を強化していきます。

④ボランティアの育成

学校図書館の図書整理、環境整備、読み聞かせなどを行う、ボランティアの育成を行っていきます。

児童・生徒が利用したい学校図書の環境づくりをすすめるために、多様な経験を有する地域住民や保護者の協力を得ることができるよう、学校としての創意工夫が求められます。

※4 学校図書館図書標準

平成5年に文部省(当時)が公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として設定したもの。学級数を基準に蔵書冊数の目標値を定めている。例えば、小学校で学級数が7~12の場合、7学級であれば5,560冊が標準冊数であり1学級増えるごとに480冊ずつ増加する。

※5 学校司書

学校図書館運営の改善や向上を進めるために配置される職員。平成27年4月に施行された改正学校図書館法で各学校に学校司書を置く努力義務が定められた。

※6 マナビィ文庫

小中学校の朝読書や保育所等での読み聞かせに活用してもらうため、クラス単位、施設単位で図書を毎月貸し出すシステム。



⑤学校図書館の情報化

蔵書のデータベース化やネットワーク化を図り、図書の検索・貸借を可能とすることで、児童・生徒の興味・関心にこたえることのできる図書のさらなる充実を図ります。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

①家庭への啓発

楽しく読書することが子どもの健やかな成長にとって重要かつ有効であることを保護者等に理解してもらえるように、家庭へのおしらせや懇談会を通じて啓発をおこないます。

3. 市立図書館における取り組み

市立図書館は地域の読書の拠点となる施設です。子どもの読書の推進、さらには市民全体の読書を推進する上で、市立図書館は大きな役割を担っています。

図書館では、豊富な本の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができます。必要な情報を収集し活用することもできます。図書館司書は、その手助けをし、充実した読書体験を提供します。

また、家庭・学校・地域への支援を強化して、総合的な読書の推進を図るとともに、ボランティアや民間団体の協力や連携により、地域に根ざした広がりのある活動をめざします。

平成28年4月からは指定管理者制度導入しておりますが、市と連携しながら、「おはなし会」などの事業を継続するとともに、青空図書館などの新たな事業を展開し、民間ノウハウを活かした子どもの読書活動を推進しています。

(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

①読み聞かせ活動等の充実

本と出会い、物語の楽しさに触れ、自立読書のきっかけとなる「おはなし会」や、読書意欲を喚起する「ブックトーク」や「ビブリオバトル」などの活動に取り組みます。

また、学校や保育所などでの「図書館利用ガイダンス」(※7)にも取り組んでいきます。

②マナビィ文庫の充実と団体貸出の推進

小・中学校や幼稚園・保育所へのマナビィ文庫の配置と団体貸し出しを行い、学校や地域の読書活動を支援します。

※7 図書館利用ガイダンス

図書館職員が小学校等へ出向き、新入学児童等を対象に図書館の利用方法の説明や読み聞かせ・人形劇などを行い図書館の利用促進を図る活動。



③テーマ別展示の実施

テーマごとにすぐれた本を選び紹介する「展示コーナー」を実施し、子どもたちが自分の読みたい本に出会い、読書の楽しさを知るためのさまざまな機会を提供します。

④図書館体験の機会の提供

図書館について理解を深め、利用の促進と本への興味を高めるため、図書館見学の受け入れを推進し、小学生を対象とした一日司書体験や中学生が図書館業務を体験する「職場体験」などの事業を行います。

⑤情報提供の充実

子どもたちに図書館を積極的に利用してもらうために、図書館の存在や役割、利用方法を知ってもらう必要があります。子どもたちが理解しやすいように、「児童用利用案内」を作成して配布します。

また、図書館や本に対する興味を喚起するため、児童用図書館だよりを発行します。

⑥ボランティア団体に対する活動の場の提供

ボランティアなどの自主的な活動をしている団体を支援するため、読み聞かせなどの講習会の開催やボランティアと連携して幅広い図書館事業を行っていきます。



◆市立図書館で読書



(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

① 図書資料の充実

子どもたちがさまざまな本と出会い、楽しみ、役立てることができるように、乳幼児から青少年までの年代に適した図書や関係資料の充実に努めます。

また、地域を理解し、地域への愛情を育てるためにも、郷土資料や歴史的資料の収集と保存に努めます。

② 児童書担当者の充実

子どもや保護者、市民が読書に関して気軽に相談や質問ができるよう、児童書担当司書の配置に努めます。

また、専門的知識、能力、技術の向上のため研修機会の充実に努めます。

③ 学校図書館との連携強化

学校図書館担当者と市立図書館職員との連絡会議を定期的に行い、双方の協力体制を推進します。

④ 移動図書館車「らんらん号」の巡回

地域、学校等への移動図書館車巡回を継続し、利用増に努めます。

⑤ 特別な支援を必要とする子どもへの対応

特別な支援を必要とする子どもの読書は、個々の状態に応じた対応が必要です。図書資料等の整備に努め、利用促進の方法等について検討していきます。

⑥ 他図書館との連携・協力

道立図書館との連携や、他市町村図書館との協力関係を強化し、今後も図書の相互貸借等を積極的に進め、十分な資料の提供を行います。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

① 家庭での読書活動「家読（うちどく）」（※8）への支援

子どもが本に出会う機会として、ブックスタート事業（※9）「はじめての絵本」を実施するほか、子どもの本

※8 家読（うちどく）

家族で本を読んでコミュニケーションを図り、家族の絆を深めることを目的とした読書活動。

※9 ブックスタート事業

乳幼児とその保護者に対して、読書の楽しさや大切さ、読み聞かせのアドバイスを伝えながら、本をプレゼントすることで読書への関心を深めるとともに親子のふれあい時間を持つことにより子どもの健やかな成長を応援する事業。本市では、7カ月児健診時に子どもの名前と誕生日を入れた布絵本を手渡している。



についての講演会や「読み聞かせ」講座など家庭での読書活動に役立つ講座を実施し、子どもの読書の重要性がわかる情報を提供していきます。

また、子どもの読書環境の向上のためには、家庭で大人が読書を楽しんでいることが重要であることから、一般成人への読書支援も大切です。一般向けの図書館だよりや、一般書のテーマ別展示等により、図書館利用を増やし、大人の読書活動を促進することに努めます。

4. 地域等における取り組み

幼稚園・保育所、学童保育施設や子育て支援センターなど子どもたちが集まり日常的に過ごす施設も子どもが読書を経験する場として、子どもの読書を推進する役割を担っています。

また、定期的な健康診査などで乳児や保護者、妊婦が集まる健康福祉センターも、子どもの読書を推進するための重要な施設です。

子どもや保護者への読み聞かせの実施や絵本紹介などを通じて、本への興味を促し、子どもの読書への理解の促進に努めていきます。

また、市立図書館との連携を深める中で、子どもたちが多くの本と出会える環境をつくります。

(1) 子どもが読書を楽しむ機会の拡大

① 読み聞かせ活動の充実

市立図書館で行っている市立図書館職員とボランティアによる「おはなし会」等の充実と、子育て講座等での読み聞かせの講習を積極的に行うなど、読み聞かせ活動を充実させていきます。

② 市立図書館の利用促進

保育所などへ出向いて「図書館利用ガイダンス」を行い、本に対する関心を深め、図書館の利用促進を図ります。

(2) 子どもが読書を楽しむための資料、施設、設備等の充実

① 幼児健診時の読み聞かせ・絵本紹介

乳幼児期における保護者からの絵本の読み聞かせは、ことばに対する豊かな感性を育てるとともに、絵本に親しむ環境をつくり、子どものその後の読書活動に大きく影響してきます。



家庭での読み聞かせを推進するため、乳幼児健診や子育て支援センター等の乳幼児と保護者が集まる場で、絵本の読み聞かせや絵本の紹介を行います。また、併せて「おすすめ絵本リスト」の配布や図書館の利用方法等の情報提供を行います。

②絵本などの図書資料の充実

幼稚園・保育所における絵本の蔵書は決して多くはない現状にあります。

市立図書館からのマナビィ文庫や団体貸出図書を活用するなど、市立図書館との連携・協力を強化していきます。

③ボランティア団体などへの支援

読書ボランティアや民間団体の育成、活動支援策の検討が必要です。地域で活動するボランティアの育成と研修機会の充実、活動の場の確保について支援していきます。

(3) 子どもが読書を楽しむことについての理解と関心の促進

①講習会・研修会の実施

ボランティアなどの読み聞かせについて、専門の講師や図書館司書などの指導で読み聞かせの技術の向上を図ります。

◆ブックスタート事業





第3章 子どもの読書活動の推進に向けて

(※再掲の項目あり)

1. 関係機関・団体の連携と協力

子どもの読書の推進については、社会全体の課題であり、子どもを取り巻くあらゆる立場の大人たちの連携と協力が望まれます。

家庭・学校・市立図書館・地域は重要な役割を担っており、それぞれの役割を果たしつつ、お互いに関わり協力することで、効果的な推進が図られます。

行政内部の連携はもちろん、家庭、学校、ボランティア、市民団体、市内事業者等、幅広い連携と協力を進めます。

① 「家庭・学校・市立図書館・地域」の連携・協力

学校や市立図書館は、家庭へ積極的に働きかけを行い、子どもの読書についての理解や関心を高める努力をします。

市立図書館は、学校や地域へ資料提供や情報提供など、さまざまな方法で支援をしていきます。

② 市立図書館と他の公共図書館との連携・協力

子どもが求める資料を提供するため、道立図書館など道内公共図書館との連携・協力を行います。

③ 市内事業者との連携・協力

市内事業者に対して、この推進計画の理念に基づき、子どもの読書活動がより一層推進されるように協力を求めていきます。

2. 広報・啓発活動

すべての市民が読書の楽しさを知り、子どもの読書に対する理解と関心を高めることは、施策を推進するための大きな原動力となります。市全体の課題として広報・啓発活動を行います。

① 広報媒体の活用

「学校からのお知らせ」「図書館だより」「広報ふかがわ」など、子どもや家庭に対する啓発資料の作成、配布を行います。また、ホームページ、マスメディアの活用による情報発信を積極的に行います。

② 子どもの読書に関する事業の開催

学校や市立図書館、地域で、読書の楽しさを知るきっかけとなる事業や、本への興味を高める事業を行い、子どもへの読書機会の提供と、大人の理解と関心を高めます。



そのほか、家庭教育に関する事業、子育て支援の一環としての事業などを通じて、子どもの読書活動を推進する意義を理解してもらうことに努めます。

③ 学校、市立図書館、地域等における実践事例の情報提供

子ども読書に関する実践事例を収集し、多くの人に周知、活用してもらえるように、情報提供を積極的に行います。

④ 「子ども読書の日」「読書週間」「文字・活字文化の日」などの活用

「子ども読書の日」(4月23日)、「こどもの読書週間」(4月23日～5月12日)、「読書週間」(10月27日～11月9日)、「文字・活字文化の日」(10月27日)は、各自治体・施設・団体との連携により全国的に行われることから、その趣旨にふさわしい事業を展開して、効果的な啓発広報活動を行います。

資 料 編

1 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第104号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを

国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。